

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき、人・農地プランに係る農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 25 日

富士市長 小長井 義正



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
富士市全域、富士東部地区、浮島地区、江尾地区、間門地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 4 年 3 月 25 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体の状況  
○ 経営体数 240 経営体  

法人	13 経営体
個人	227 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
「担い手はいるが十分ではない」と判断する
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業の重点実施区域を設定し、関係機関と連携して農業者の借受及び貸出に関する希望を把握し、農地のマッチングを図る。
- 6 地域農業の将来のあり方  
農産物の価格低迷、農業者の高齢化、担い手不足等、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本市においては下記により地域農業を振興する。
  - (1) 農業振興組織の活動支援等を通じて茶をはじめとする地域特産物の競争力強化を図るほか、カリフラワーなど新たな特産物の導入を推進する。
  - (2) 農業の 6 次産業化による商品の付加価値化を促進すべく、国・県が実施するアドバイザー派遣制度等を活用し、商品開発等を志向する農業者の取組を支援するほか、学校給食地場産品導入協議会の活動等を通じて食育・地産地消を推進し、地域農産物に対する市民の理解を深めていく。
  - (3) 認定農業者の農業経営を総合的に支援するほか、農業次世代人材投資資金等を活用した新規就農者の育成、企業・市民の農業参入支援等を一体的に実施することで、将来にわたって本市農業を支える多様な担い手を確保する。
  - (4) 離農、規模縮小する農業者の農地は、農地中間管理事業等により地域の中心となる経営体に出来る限り集約し、優良農地の維持を図るとともに、経営体の規模拡大に資する。